

第1章 都市生活基盤が充実し、ひとやもの、 情報が活発に交流するまち

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

市民・事業者・行政の責務

市民の責務

市民は、快適な居住空間づくりに主体的に取り組むため、地域コミュニティへの意識を高めるとともに、景観の維持や緑化についての関心を持ち、これらに配慮して行動します。また、多くの人を訪れ、滞在したくなるような「おもてなしの心」あふれるまちづくりに取り組みます。

事業者の責務

事業者は、行政との連携や市民との協力のもと、ともに都市生活基盤が充実した快適な空間の形成に努めます。

行政の責務

行政は、今後の社会変化に対応し、計画の策定とこれに基づく事業などを通して、都市生活基盤や交流基盤の整備・促進を図るとともに、規制誘導などを通して快適で暮らしやすい空間の形成を図ります。

みんなでめざそう値（目標指標）

| 指標名 （指標の定義） | 現状値 | 中間目標 H25 | 最終目標 H30 |
|--|----------|-------------|-------------|
| 都市計画道路（幹線道路）整備率 （（改良済＋概成済）／総延長×100） | 67.9% | 86% | 90% |
| コミュニティバスの利用者数 | 394,770人 | 460,000人 | 478,400人 |
| 河川愛護団体数 | 15団体 | 18団体 | 20団体 |
| ポケットパークの整備箇所数 | 3箇所 | 7箇所 | 12箇所 |
| 都市公園の整備面積 | 89.1ha | 92ha | 93ha |
| 公園愛護会団体数 | 43団体 | 53団体 | 58団体 |
| 地区計画等により景観形成に取り組んでいる地区の数 | 9地区 | 11地区 | 13地区 |
| 市ホームページのアクセス数 | 41万件 | 62万件 | 82万件 |

1 - 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成

施策の目的

高速交通機関を活用したまちづくりを進め、ひと・ものの交流拠点となる“新”宿場町の形成を目指します。

現状と課題

本市には平成 21 年開港の富士山静岡空港をはじめ、東名高速道路、国道 1 号バイパス、JR 東海道本線などの交通網が整備され、今後、新東名高速道路が開通することにより、高速交通機関がますます充実します。

一方、本市の平地の多くは古くからの農業地帯であることから農業振興地域に指定されている箇所が多く、開発型プロジェクトなどの都市的土地利用との調整が難しく、富士山静岡空港開港に至る今日まで、空港や新東名高速道路を活用した施策の展開が遅れている現状にあります。

市の中心市街地は土地区画整理事業が完了したばかりであり、新たに都市的土地利用が可能な地域はほとんどないことから、空港周辺や新東名高速道路(仮称)金谷インターチェンジ周辺、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺を、新たに都市的土地利用が可能な区域として、土地利用上の環境整備を行い、本市発展のための物流・交流拠点を形成していくことが求められます。

また、観光資源等を活用し、空港利用者の交流・滞留を可能にする体制づくりに取り組む必要があります。

こうした事業の展開と併せて企業誘致を促進する中で、交流・定住人口の増加を図り、本市を訪れた人々に対するおもてなしも向上させながら、中心市街地を“新”宿場町として再生し、バランスのとれたまちづくりを進めます。

施策の方向

- 1 交通拠点化を活かす周辺基盤整備（重点プロジェクト関連）

空港周辺地域及び新東名高速道路（仮称）金谷インターチェンジ周辺地域の基盤整備を行い、広域交流機能の一層の向上を目指します。また、富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路などの各高速交通拠点へのアクセス機能の強化を進めます。東海道新幹線静岡空港駅の設置については、県及び関係周辺市町と歩調を合わせ実現に向けて努力します。
- 2 新たな交流拠点の形成（重点プロジェクト関連）

企業、多目的産業展示施設、空港関連教育機関、研究機関などの誘致や商業施設、宿泊施設などの進出を誘導する環境整備を行うことにより、市発展の交流拠点形成を図ります。
- 3 宿泊機能の強化
市へ人が訪れ、滞在したくなるような、おもてなしの心あふれるまちづくりに市民とともに取り組むとともに、宿泊機能の強化に向けて取組を進めます。
- 4 誘致に向けての情報発信（重点プロジェクト関連）

大井川の水や観光資源、特産品、物流機能、企業立地など、本市の優位性を積極的に情報発信して、人や産業の誘致を促進します。
- 5 スポーツのまちづくり（重点プロジェクト関連）

富士山静岡空港の開港等、交通拠点としての利便性を活かし、大井川マラソンコース「リバティ」や野球場など市内のスポーツ施設を活用したスポーツ合宿の誘致や、各種スポーツの全国大会を開催する等スポーツを中心としたまちづくりを推進し、全国に情報発信します。
- 6 都市と農山村との交流の促進（重点プロジェクト関連）

豊かな自然環境(大井川、山林等)・景観、産業(農業、林業等)、歴史・文化など、中山間地域に特有な地域資源を活用したグリーンツーリズム等の実施により、都市住民との交流を促進します。

協働のまちづくり

様々な施策における交流の場の創出については、市民との協働により、具体的なアイデアを取り入れて推進します。

1 - 2 総合的な道路網の整備

施策の目的

市民の便利な暮らしと地域経済の活力を支える総合的な道路網を整備し、ひとやものが活発に交流する地域社会の実現を目指します。

現状と課題

本市の地形は南北に長く、市域の約3分の2を占める北部の山間地と南部の牧之原台地及び一級河川大井川の扇状地により成り立っています。そのため、大井川により市域が分断され、円滑な交通ネットワークの障害となっています。

本市は、国道1号及び同バイパスや東名高速道路などの国土軸である広域幹線道路が横断しており、東西方向交通軸上の交通機能都市として大きな役割を果たしています。

幹線道路については、これら国土軸である広域幹線道路を中心に体系づけられていますが、地形的な制約から南北方向軸を形成する幹線道路が十分とはいえません。

今後、富士山静岡空港が開港することで御前崎港、東名高速道路、新東名高速道路等と連携した、日本の中でも有数な交通結節点が形成され、県内各地と国内外が直結する静岡県の新たな玄関口としての役割が期待されています。

そのため、このような交通結節点としての機能をより高め、広域交通基盤を活かした施策の展開を確実にするため、市街地と富士山静岡空港を結ぶ新たな架橋の推進など、総合的にアクセス機能を強化する必要があります。

また、広域幹線道路と生活道路をつなぐ幹線道路については、厳しい財政状況の中で、市域内の未整備路線の全てを整備することが難しいことから、優先順位を定めた道路整備プログラムに基づき計画的・効果的に整備する必要があります。

通勤・通学・買物など市民生活に密着する生活道路は、市道延長1,102.8kmのうち53.2%は幅員3.5m未満の道路であり、26.7%が未舗装の状況にあることから、市民が安全で安心して利用ができるよう歩行者や自転車利用者などの交通弱者の立場に立った道路の整備をしていく必要があります。

さらに、市道の新設・改良・舗装・橋りょうの整備などの新たな整備と同様に、既設の道路施設の維持管理及び橋りょうの老朽化対策や耐震対策についても計画的に進める必要があります。

施策の方向

1 広域幹線道路の整備促進（重点プロジェクト関連）

交通利便性の向上や都市の活性化にとって重要な新東名高速道路、国道 1 号バイパスなどの国土骨格幹線をはじめ、金谷御前崎連絡道路、主要地方道島田吉田線バイパスなどの広域幹線道路の整備を促進するとともに、市街地と富士山静岡空港を結ぶ新たな架橋を推進します。

2 幹線道路の整備促進（重点プロジェクト関連）

広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化するよう総合的な道路ネットワークづくりを計画的に進めます。

特に、富士山静岡空港等の広域交通拠点間を結ぶ機能を強化し、広域交通基盤を活かした施策の展開を確実にします。また、幹線道路と生活道路を結ぶ補助的な幹線道路も計画的に整備します。

3 生活道路の整備促進

通勤・通学・買物など市民生活に密着する生活道路については、地域内の利便性を高めるとともに、段差緩和、無電柱化等のユニバーサルデザインの視点を取り入れ、円滑で安全・安心な交通体系の形成を目指し整備を推進します。

4 既設道路の計画的な維持管理

既設道路の維持管理については、計画的に進め、安全の確保と交通の円滑化を図ります。

協働のまちづくり

幹線道路を整備する場合は、計画の策定過程に市民意見の聴取や市民による検討の機会を設け、市民との協働により、具体的な整備計画を策定します。

1 - 3 公共交通基盤の整備

施策の目的

交通空白地域が解消され、通勤・通学、買物や通院などの利便性がより一層高まることを目指します。

現状と課題

本市の公共交通は、JR東海道本線をはじめ、大井川鐵道や民間のバス路線及び市が運営する自主運行バス路線などで構成されています。民間の路線バス事業は利用者が減少し、採算悪化から市の赤字補てんが増加するとともに、路線からの退出が進んでいます。

平成19年度をもって中部国道線が退出したほか、金谷島田病院線が赤字補てん対象路線となり、平成20年度をもって島田市内線及び島田学園線が退出する計画となっています。

こうしたことから、市は平成15年度の伊久身線・相賀線を始めとしてコミュニティバス路線の開設を進め、金谷地域の3路線、川根地域の5路線が加わり、現在13路線を運行し、市民の生活交通を確保しています。

また、平成20年度から直営で川根・川口間のワンボックスカーの試行運行を開始したほか、平成21年度からは田代の郷温泉線、コミュニティタクシーの島田駅東線と六合北線の運行を行う予定です。

平成19年度のコミュニティバスの延利用者数は394,770人となっており、利用者が増えた路線もありますが、川根地域については減少傾向が続いています。少子化による通学需要の減少により、今後の利用者数の大幅な伸びを見込むことはできませんが、社会の高齢化や核家族化が進行していくことから、高齢者の通院や買物などのための交通手段を確保していく必要があります。

課題としては、バス運行に要する経費が全体的に増大していることから、市の財政負担が大きくなってきていることが挙げられます。

また、大井川鐵道については、観光だけでなく、沿線住民の地域公共交通を維持するために、存続に対する協力を沿線地域の振興と合わせ検討する必要があります。

持続可能な生活交通路線確保の観点から、限られた財源等の中で、市民が利用しやすい、効率的な運行体系の構築が求められています。

施策の方向

1 バス運行体系の全体的な見直し

市内各地に設定されているコミュニティバス路線については、より安価で財政負担の少ない市民が利用しやすい交通体系を構築するため、運行主体(バス事業者、タクシー事業者、社会福祉法人等)、運行車両(小型バス、ワンボックスカー、タクシー普通車両等)、運行方法(定時運行、オンデマンド方式等)、運賃のあり方等を、他の自治体の取組事例なども参考にして、バス運行体系を全体的に見直します。

2 連携ある路線の整備

バス路線の設定については、地域バランスや民間鉄道、民間バスなどの交通機関相互の接続に配慮し、市民ニーズなどを見極め、バス事業者、タクシー事業者及び鉄道事業者とも調整の上、連携のとれた路線の整備を目指します。

3 民間鉄道による公共交通の維持

大井川鐵道に対しては、地域公共交通の維持という観点から、鉄道利用促進の広報活動、各種イベントにおける利用促進及び交通機関相互の連携などにより、観光資源としての活用も含め地域振興に結びつく取組を推進します。

また、事業者が取り組むDMV(Dual Mode Vehicle:線路と道路の両方を走ることのできる自動車)などの調査研究については、観光や地域公共交通における利便性向上の観点から、必要な連携を図ります。

協働のまちづくり

市民が参画する「バス運行体系を見直すための検討会議」を設置し、市民の意見を施策に反映させるよう努めるとともに、利用促進に向けた取組を進め、市民のマイバス、マイトレイン意識を醸成します。

1 - 4 住環境の整備

施策の目的

市民が安心して住み続けられるよう快適で暮らしやすい住宅・住宅地と居住環境の確保を目指します。

現状と課題

近年、社会の成熟化やライフスタイルの多様化が進む中で、快適な住まい環境が求められています。また、本格的な少子高齢社会の到来に伴い、高齢者が暮らしやすく、若い世代が子育てしやすい住宅環境を整えることが大切です。

本市では、1世帯当たりの家族人数が減少傾向にある中で、持ち家は増加傾向にあります。また、持ち家志向が高い一方で、民間の借家に居住する世帯比率も増加傾向にあります。

これまで、土地開発公社や民間開発による良質な宅地供給や島田中央第三地区土地区画整理事業による中心市街地の基盤整備、往還下土地区画整理事業による新たな市街地の造成などを行い、密集住宅の解消や狭あいな道水路の拡幅や改修を進め、安全で住みよい環境づくりに取り組んできましたが、今後も、地域の特性に適した都市整備の手法を用いて、住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

本市は、現在24団地354戸の市営住宅を管理し、適正な家賃による住宅供給を行っています。しかし、市営住宅の中には昭和20年代から30年代に建築された木造住宅も多く、耐震性や居住環境に課題を抱えていることから、これらの市営住宅については、統廃合を図りながら、再整備を計画的に進める必要があります。再整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、居住環境の向上を図るとともに、低廉な家賃の住宅からの移転が困難な高齢者等への配慮も求められます。

また、中山間地域においては、人口流出対策として適正な開発を誘導し、安全で質の高い宅地供給を行うことにより定住化を推進することも必要です。

本市では、安全・安心な水の供給を図るため、島田地域・川根地域では1上水道、14簡易水道事業を実施し、金谷地域は大井上水道企業団により水道水を供給しています。今後、市内中心部の土地区画整理事業の完了に伴う定住化による水需要や、富士山静岡空港の建設や新東名高速道路インターチェンジ周辺地域の開発と整備に伴う新たな水需要を見込んだ供給を計画的に進めていくとともに、老朽化しつつある既存施設の更新需要にも対応していく必要があります。

一方で、簡易水道の統合化や民間委託の推進など、一層の業務効率化を進めるとともに、予想される東海大地震等の災害に対応するため、これらの施設の耐震化及び応急給水・応急復旧体制の確保が求められます。

また、山間地の集落には、25 箇所の飲料水供給施設がありますが、これらの施設は老朽化しつつあるため、施設の維持について検討する必要があります。

うるおいのある生活空間を形成するため、川の持つ水辺空間を利活用し、開発、改修事業に併せて、住環境に望ましいせせらぎ空間や健康づくり増進の場を整備することも求められます。

また、核家族化の進行に伴い、墓地の需要は高まっていますが、地価や距離などの事情から、その確保は容易ではありません。一方、既存の墓地の形態にこだわることのない霊園への期待が高まっていることから、新たな霊園の整備が求められます。

施策の方向

1 良質な住宅の整備

市営住宅の統廃合を管理計画に基づき進めるとともに、既存の住宅については、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら必要な住宅の耐震改修や計画的な修繕を行い、有効活用を図ります。

2 中山間地域の定住化の促進（重点プロジェクト関連）

川根地域については、若者や子育て世代の定住化を促進するための住宅整備を図ります。また、地域と連携して、都市部からの移住や交流居住を促進するための情報発信をします。

3 居住環境の整備

狭あいな道水路などを拡幅・整備し、日照、通風など確保し、安全で住みよい環境をつくります。また、規模の大きい住宅地開発にあたっては地区計画や建築協定などを取り入れ、住宅地としての良好な環境の維持増進に努めます。

4 安全・安心な水の供給

第 6 次拡張建設事業に基づき開発ニーズ等に対応した水の供給を安定的に進めるとともに、需要に対応した老朽管の布設替や計画的な配水池の耐震化を進めます。

また、上水道事業と簡易水道との経営統合を進めます。

さらに、簡易水道の対象とならない山間地の小集落地区にある飲料水供給

施設の補助や管理のあり方等具体的な対策を検討します。

5 川を利用した住環境の整備

市域河川事業に併せた河川の自然環境を利活用した整備を行い、せせらぎ空間や健康増進の場を創出するとともに、周辺地域や学校などと連携した河川環境美化活動の輪を拡充します。

6 中心市街地における再開発への支援（重点プロジェクト関連）

中心市街地は、本市の中核にふさわしい都市的サービス提供と地域内外の交流拠点として、公共サービス機能、交通機能、居住機能、文化機能、商業・業務・サービス機能などの多様な機能の複合化や高度化を目指し、関係者が推進する再開発事業などに対しては、積極的な支援を行い、都市機能の集積を図ります。

7 組合施行による土地区画整理事業への支援

安全で利便性の高い土地の形成を図るため、道路、水路などの都市基盤の整備や住工混在の解消等による居住環境の改善を目指す組合施行による土地区画整理事業の推進に努めます。

また、往還下土地区画整理事業については、事業の一層の促進に努めます。

8 霊園の整備及び管理

市民の墓地需要の動向を踏まえ、周辺の環境や景観に配慮した霊園の整備に向けた取組を進めます。また、既存の市営霊園については、適正な管理に努めます。

協働のまちづくり

市民・事業者・行政が、まちづくりのビジョンを共有し、ワークショップ等の手法により合意形成を図りながら住環境の整備や維持・管理を行います。

1 - 5 公園緑地の整備

施策の目的

市民が安らぎ快適に暮らせるよう、市民の憩う緑の場がたくさんある都市空間の実現を目指します。

現状と課題

公園・緑地は、市民の身近な安らぎの場、自然と親しみふれあえる場、スポーツ・レクリエーションの場、地域・広域的な交流の場、災害時の避難場所となるなど多様な機能を有しています。核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行する今日では、特に住民が身近にふれあえる公園づくりが求められます。

現在、本市の都市公園・緑地は大小 106 箇所、面積は 89.1ha で、国が定める都市計画区域内住民 1 人当たり標準面積の 10 m²に対し 9.9 m²とほぼ満たされていますが、約 6 割が大井川河川敷内にあり、市街地での整備は充分とはいえません。

また、現在、都市計画決定した公園は 28 箇所 114.01ha ありますが、これまでに開設された公園は 22 箇所 25.34ha で、開設率は 22.2%にとどまっています。

このようなことから、都市計画決定された公園の計画的な整備とともに、小規模でも住宅地に隣接し高齢者や子どもが歩いて行ける身近な公園・緑地の整備を進める必要があります。

公園・緑地の維持管理については、市の管理業務を補完するため住民により組織した公園愛護会 43 団体が 48 公園の除草、清掃等の作業を行っており、今後も公園愛護団体など市民の協力を得ながら良好な環境づくりに努めていく必要があります。

施策の方向

1 公園・緑地の整備

都市計画などに基づく適正配置と公園利用者である住民等の意見を反映させ、だれもが親しみを持って幅広く利用でき、災害時には避難場所としても活用できる公園・緑地の整備を計画的に進めます。

また、市街地内の未利用市有地や民間空地等を利用し、身近な広場として利用できるポケットパークの整備を進めます。

2 緑化の推進

身近な緑の環境をより豊かにするため、宅地や事業所への生け垣の設置を促進するとともに、市民の自主的な緑化活動を支援するため、花の会等の市民活動団体の援助と育成を図ります。

3 ばらのまちづくりの推進

市内主要箇所へバラの花壇等を設けるとともに、ばらの丘公園を活用して市民へのバラ栽培等に関する情報提供や交流の場を提供し、ばらのまちづくりの推進を図ります。

協働のまちづくり

自治会、老人クラブ、市民活動団体などによる公園愛護会の結成を促し、市民と行政の協働による安全で快適な公園・緑地の管理を進めます。

1 - 6 魅力ある景観の保全

施策の目的

周辺環境と調和し、自然や歴史的町並みなど、地域の特性を活かした市民が心地よい景観の形成を目指します。

現状と課題

平成 16 年 12 月に、全国各地における良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するために、我が国では初めてとなる景観についての総合的な法律である「景観法」が施行されました。

この法律により、景観形成に対する必要な行為規制や支援措置等が明確に位置づけられ、一定の裁量権のもと、自治体を中心とした良好な景観形成に向けた施策の推進が可能となりました。良好な景観は都市に潤いをもたらす一方で、これを都市の資源として活かすことで、観光の振興、交流人口の増加につながり都市の新たな活力も創出することが期待できます。

今後は、地域の理解を得ながら地域の実情に合わせたルールづくりを行い、行政と市民が協働して魅力ある景観の保全に努める必要があります。そのため、行政だけではなく、市民自身も積極的にかかわっていくことが重要な要素となってきます。

現在、市内の観光案内看板は合併前の旧市町で設置されたもので、市としての統一性が欠けているため、合併を機に地域の景観デザインの視点からデザインコンセプトの構築及び実施デザインを行う必要があります。

本市特有の川留文化を表現する代表的な史跡景観である大井川川越遺跡の歴史的町並みや大茶園、旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池、大井川鵜山の七曲などの魅力ある地域資源を活かした景観の保全に努めていく必要があります。

施策の方向

1 景観計画の策定と推進

島田市景観形成ガイドプランを見直し、比較的広い地域に対して緩やかな規制を行う「景観計画区域」と、より積極的に良好な景観形成を誘導していく「景観地区」を明確化し、市民・事業者・行政が協働で進めていく中で、必要に応じて景観保全のための整備を行います。

これらを実行するため、良好な景観形成を目的とした規制の内容を定めた「景観計画」の策定に向けて研究を進めます。

2 サイン景観の整備と誘導

良質な景観づくりを推進するため、大井川川越遺跡の歴史的な町並みや旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池など、魅力ある観光資源と調和した観光看板のデザインの統一を図るとともに、屋外広告物の景観誘導に努めます。

3 史跡景観等の環境整備

本市特有の川留文化を表現する代表的な史跡景観である大井川川越遺跡の歴史的町並みや、大茶園、旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池、大井川鶉山の七曲などの魅力ある地域資源を活かした景観の保全に努めます。

4 農山村景観の保全

中山間地域に特有な農山村の景観（自然、茶園、山林など）の保全、活用に努めます。

協働のまちづくり

地域の理解を得ながら地域の実情に合わせた景観形成のルール作りを行うとともに、市民・事業者・行政が協働してより魅力ある景観形成の推進に努めます。

1 - 7 地域情報化と電子自治体の推進

施策の目的

地域情報化と電子自治体を推進し、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる地域社会を目指します。

現状と課題

高度情報化社会が進展し、多くの市民が、電子行政をはじめ、防災、教育、医療、社会保障、消費生活などあらゆる分野でICT（情報通信技術）の恩恵を受けながら、本市の中山間地域などでは、こうしたサービスを利用するために欠かせない情報通信基盤が未整備であるために、高速インターネットや携帯電話が利用できず、市民生活や企業活動に大きな情報格差が生じています。

このため、通信事業者と連携して通信基盤整備を進め、全ての地域で高速インターネットや携帯電話の利用を可能とするとともに、政府の目標水準である9割の世帯で超高速インターネットの利用を可能とする環境が求められます。

一方で、急速な情報化社会の進展は、市民の間に情報を利活用する力の格差を生じさせています。

このため、年齢や身体的ハンディにとらわれず、すべての市民がICTを活用できるよう、学校教育や生涯学習における情報教育環境の充実や市民向けインターネット講習会の実施、ユニバーサルデザインに配慮した情報発信を行い、格差を解消していく必要があります。

また、だれもが、いつでも、どこからでも気軽に安心して利用することができる市民ポータルサイト（共用のホームページ）を活用し、市内各地域の情報交流を促進することにより、地域の連携を図っていく必要があります。

さらに、施設予約システムをはじめとするワンストップサービス（インターネットの利用により簡素化された手続）の拡充や行政情報システムの最適化（効果とコストの最良のバランスをとること）などの電子自治体化を進め、市民サービスの向上と行財政の一層の効率化を図る必要があります。

施策の方向

- 1 情報通信ネットワークの充実（重点プロジェクト関連）

高速インターネットが利用できない地域（ブロードバンドゼロ地域）において通信事業者が行う光ファイバ網等の整備に対する支援を行います。

携帯電話不感地区における通信事業者の携帯電話基地局整備やコミュニティFM放送難聴対策に対する支援を行います。

光インターネットなど超高速インターネットが利用できない地区において通信事業者が行う通信設備等の整備に対する支援を行います。
- 2 ICT利用環境の整備
学校や地域コミュニティ施設など地域の拠点におけるICT（情報通信技術）機器や通信網の整備を進め、だれもが、どこでも、いつでも、気軽にICTを利用できる場の提供を目指します。
- 3 ICTの活用促進
防犯、消費生活、教育など生活に役立つ情報を提供し、市民のICT利用意欲の向上を図るとともに、インターネット講習会など利用技術の習得の機会を提供し、ICTを利用できる人材の育成と啓発を図ります。
- 4 情報交流の促進
だれもが安心してインターネットを利用した情報交換や交流を行うことのできる場として、研究を進めている「eコミュニティしまだ（共用ホームページ）を活用した「電子コミュニティセンター」を提供し、市民活動団体の活動支援と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 5 ワンストップサービスの拡充
多くの市民が利用している図書予約システムに加え、施設予約システムをはじめとするインターネットを利用したワンストップサービスを拡充し、市民の利便性向上と地理的格差の解消を図ります。
- 6 クロスメディアの推進（重点プロジェクト関連）
広報紙、ホームページ、コミュニティFM、地上デジタル放送、電子コミュニティセンター、民間のフリーペーパーなど多様なメディア（媒体・伝達手段）をクロス（組み合わせ）することによる相乗効果を活かした情報発信を推進し、市内外の関心を高め、官民が連携して、市民活動や観光・商工業活動等の活性化を図ります。

7 行政情報システムの最適化

地域情報プラットフォーム（電算システムの共通規格）を活用した効率的な情報システムの導入などにより、行政情報システムの最適化を図ります。

8 島田市情報化基本計画の策定

島田市情報化基本計画を策定し、地域情報化と電子自治体を計画的に推進します。

協働のまちづくり

地域情報化の推進に向け、電子コミュニティセンターやワンストップサービスなどへの積極的な参加や利用を、市民とともに取り組みます。